

定 款

目 次

第1章	総 則	(第1条 __ 第5条)
第2章	会 員	(第6条 __ 第11条)
第3章	役 員	(第12条 __ 第17条)
第4章	総 会	(第18条 __ 第27条)
第5章	理 事 会	(第28条 __ 第34条)
第6章	資産、会計及び事業計画	(第35条 __ 第45条)
第7章	事 務 局	(第46条 __ 第47条)
第8章	定款の変更及び解散	(第48条 __ 第50条)
第9章	雑 則	(第51条 __ 第52条)
	附 則	

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 大阪障害者雇用支援ネットワークという。

第2条（事務所）

この法人は、事務所を大阪市に置く。

第3条（目的）

この法人は、地域の障害のある人に対して、雇用・就労の機会を増進する事業を行うことにより、もって、地域の障害のある人の社会参加と福祉の推進に寄与することを目的とする。

第4条（活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

第5条（事業の種類）

1. この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ①障害のある人の職場実習の実施に係わる仲介と支援
- ②障害のある人の職場実習受入れ企業担当者の研修会議の開催
- ③障害のある人の職場実習支援者の養成と研修会議の開催
- ④障害のある人の雇用と就労の推進に関する説明会、会議、講習会の開催
- ⑤障害のある人の雇用と就労の推進に関する調査、研究
- ⑥障害のある人の雇用と就労の推進に関する相談の受付
- ⑦障害のある人の職務開発と雇用の推進に関する支援と情報の提供

(2) 収益事業

- ①障害のある人の雇用と就労の推進に関する印刷物の発行
- ②障害のある人の雇用と就労の推進に関するセミナー等の開催
- ③障害のある人を対象とした各種保険の保険代理事業

2. 収益事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係わる事業に充てなければならない。

第2章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種類とし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

第7条（入会）

正会員または賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

代表理事は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会をみとめるものとするが入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（退会）

1. 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき
 - (3) 除名されたとき

第10条（除名）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第11条（抛出金品の不返還）

会員が、納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第3章 役員

第12条（種別）

1. この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を代表理事、2～4人を副代表理事とする。
3. 理事及び監事は、総会において選任する。
4. 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
6. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

第13条（職務）

1. 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
2. 代表理事以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第14条（任期）

1. 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

第15条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条（解任）

役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第17条（報酬等）

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総 会

第18条（種別）

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第19条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第20条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

第21条（開催）

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって、開催の請求があったとき
 - (3) 監事が第13条第5項第4号の規定により招集したとき

第22条（招集）

1. 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集

- する。
2. 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第23条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により、副代表理事がこれを代行する。

第24条（定足数）

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会をすることができない。

第25条（議決）

1. 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第26条（表決権等）

1. やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における第24条、第25条第2項、第27条第1項第3号、第48条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
3. 第1項の規定に基づく書面による表決に変えて電磁的方法により表決をすることができる。ただし、下記に該当しないものは無効とする。
 - (1) 会員本人であることが確実である
 - (2) 内容をファイルに記録し、書面で出力できる
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
5. 各正会員の表決権は平等なるものとする。

第27条（議事録）

1. 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

- (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

第28条（構成）

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 理事会の議決をもって役員のほかにも相談役または顧問を置くことができる。
3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第29条（権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 理事会の運営に関する事項

第30条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第31条（招集）

1. 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、3日前までに各理事並びに監事に通知しなければならない。

第32条（議長）

理事会の議長は、代表理事が当たる。

第33条（議決等）

1. この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。
2. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
3. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
4. 前項の規定により表決した理事は、第1項及び第34条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第34条（議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

第35条（資産）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業にともなう収益
- (6) その他の収益

第36条（資産の区分）

この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) 収益事業

第37条（資産の管理）

資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第38条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第39条（会計の区分）

この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) 収益事業

第40条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。
これを変更する場合は理事会の承認を得なければいけない。

第41条（予備費の設定及び使用）

1. 前条に規定する予算には、予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第42条（暫定予算）

1. 第40条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第43条（事業報告書および決算）

1. 代表理事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第44条（長期借入金）

この法人が、資金の借入をしようとするときは、事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第45条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第46条（設置）

1. この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には、職員を置く。
3. 事務局の職員は、代表理事が任免する。

第47条（書類および帳簿の備置き）

事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

第48条（定款の変更）

この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第49条（解散）

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第50条（残余財産の処分）

この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第9章 雑 則

第51条（公告）

この法人の公告は官報により行う。

ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告につ

いては、この法人のホームページに掲載して行う。

第52条（委任）

この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立時の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - 正会員
入会金 一口 10,000円 年会費 一口10,000円
 - 賛助会員
入会金 0円 賛助年会費 一口10,000円
- この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年6月30日までとする。

(1) 代表理事

氏名 関 宏 之

(2) 副代表理事

氏名 藤 井 博
氏名 山 本 憲 治
氏名 炭 田 昌 信

(3) 理 事

氏名 板 垣 一 彦
氏名 江 口 敬 一
氏名 小 林 茂 夫
氏名 篠 原 偕 子
氏名 矢 野 孝
氏名 山 口 光 一

(4) 監 事

氏名 應 武 善 郎
氏名 高 見 一 夫

- この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

制定：平成12年8月28日（設立総会） 認証：平成13年3月28日
改定：平成14年5月18日（通常総会） 認証：平成14年9月30日
改定：平成21年6月28日（臨時総会） 認証：平成22年1月29日
改定：平成23年10月15日（臨時総会） 届出：平成24年2月2日
改定：平成25年5月25日（通常総会） 認証：平成25年10月25日
改定：平成30年5月26日（通常総会） 届出：平成30年6月26日
改定：令和5年5月27日（通常総会） 認証：令和5年9月25日

特定非営利活動法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク

代表理事 奥 脇 学